

【申請及び支給】

問1 子育て応援特別手当の申請期限は、給付申請受付開始から3か月以内又は6か月以内のいずれとなるのか。

(答)

6か月となります。

問2 子育て応援特別手当の申請期間はどの時点をもって終了となるのか。また、複数の給付方式を採用する場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

申請受付開始日から6か月が経過した日をもって、申請期間は終了します。

また、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから6か月経った日をもっていずれの方法による受付も終了します。

問3 申請期限までに申請がなかった場合、辞退とみなして問題ありませんか。

(答)

差し支えありませんが、申請期限に関する周知・広報等を適切に行っていただきますようお願いいたします。

問4 申請期限までに申請がなかった場合、特段の対応の必要がありますか。また、その場合市町村に責任はありますか。

(答)

国としては、申請期限までに申請をいただくように広報に努めますが、各地方公共団体においても、周知・広報を行っていただくようお願いいたします。

なお、本特別手当については、申請に基づき支給することとしておりますので、申請がなかった場合に市町村の責任が問われるものではないと考えています。

問5 子育て応援特別手当の不支給に対して、住民は行政不服申立などを行うことができますか。

(答)

子育て応援特別手当の支給の法的性格は贈与であり、行政処分ではありませんので、支給しないことについて不服申立等の対象とはなりません。

問6 基準日以降に転出・転入が生じた場合、転出元の市町村、転出先の市町村のいずれが支給を行うのですか。

(答)

世帯が基準日より後に転出し、他市町村に転入した場合も、基準日において住民基本台帳上の住所が所在する市町村が、子育て応援特別手当の支給を行います。

このような取扱いとする理由は、基準日時点での居住団体から給付を受けることとすれば、基準日時点で給付対象者リストが確定することになり、住所の異動に関しては、その

後の給付対象者の追加・削除の手間がかからず、また、同じ住民が複数のリストに掲載されることはないことから、二重給付のおそれなくなることを考慮したものです。

また、子育て応援特別手当の申請・給付は、振込方式を中心に行われることを想定していることから、必ずしも役所に直接出向く必要はなく、遠隔地からの申請・受給であっても、大きな不都合はないものと考えられます。

一方、基準日より後の転出・転入により給付する団体を変更する場合には、基準日時点で作成した対象者リストを更新（又は変更を加える）ことが必要となりますが、その手間は大きく、結果として、漏れや二重記載が出るおそれがあります。また、転入先で給付を行う前提として、二重給付を避けるために、転出元でまだ給付を受けていないことを証明する書類（未受給証明書）の交付が必要となりますが、その交付に手間がかかることや、交付を受けた者が紛失した場合の確認や再発行の手続まで整理しなければならず、いずれにせよ、事務量の増大が予想されるといった問題があります。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる場合については、住民基本台帳により把握できない場合があり、個別の世帯に対し案内を行うことができない場合も想定されるが、このような場合、どのように対処すべきですか。

このような場合、申請期限後であっても給付を行うことが可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等により、支給対象となる方から申請をしていただくことが原則となります。

国としても、国民のみなさんに子育て応援特別手当を認知していただけるよう、広報に努めることとしております。

なお、今般の子育て応援特別手当については、補助事業として行うものですので、一定の期間内において精算を行う必要があることから、申請期限後に支給を行うことは想定していません。

問8 住民基本台帳から抽出した結果に基づき、事前に対象となる世帯に案内をお送りしたが、当該案内が返戻されてきた場合、市町村として特段の対応をとる必要がありますか。

(答)

市町村として、特段の対応は不要ですが、子育て応援特別手当については、各世帯への個別の案内のほかに、市の広報、保育所・幼稚園を通じた周知等を行っていただくようお願いいたします。

問9 申請書にあらかじめ住基データから抽出した情報を印字し、署名、押印、口座情報の記入のみをしていただく方法でもかまいませんか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 10 振り込み口座は普通又は当座に限られますか。

(答)

特段の制限を設けることは想定していません。

問 11 支給対象者について児童手当の振り込み口座がある場合、原則として児童手当の振り込み口座に振り込むこととする取り扱いが可能ですか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 12 定額給付金の方では、振り込み先口座を水道料金や税金の振替用に把握している口座とすることができるようですが、子育て応援特別手当も同様ですか。

また、水道の振替用口座をあらかじめ印字した申請書を世帯主に送付し、その口座のまま支給するか、別の口座に振り込むかを選択していただくような様式の申請書としても問題ありませんか。

(答)

差し支えありません（個人情報の取り扱いには留意が必要です）。

問 13 郵便局への振り込みには対応する必要がありますか。

(答)

対応していただく必要があります。

詳細については、「子育て応援特別手当事業（金融機関関係）の留意点について（事務連絡）」（平成21年1月27日）をご参照ください。

問 14 一つの申請で複数の振り込み口座（親の口座、子の口座への分割支給など）を指定することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は一時金として支給されるものであり、また、実務上の混乱を避けるため、複数の振り込み口座の指定を認めることは想定しておりません。

問 15 定額小為替による支給を行ってもよいですか。

(答)

想定しておりません。

問 16 支給開始日を県内で統一する必要はありますか。

(答)

統一することも可能です。

問 17 申請期間中の申請に対する払込完了の時期も市町村において決定してよいですか。

(答)

払込完了の時期につき各市町村において決定することは差し支えありませんが、交付金の精算時期に間に合わせる必要があることには留意が必要です。

問 18 虚偽申請であったことが後に判明した場合は、返還を求めることとなりますか。

(答)

ご指摘のとおりです。

【支給台帳の管理】

問1 第1子が学校の寄宿舎に入舎している場合など住民基本台帳から把握できないものの、子育て応援特別手当の支給対象となる場合には、申請があった段階で支給台帳に追記するということが構いませんか。

(答)

ご指摘のような事務処理で差し支えありません。

問2 支給台帳等について、他の行政の実施を行うために子育て応援特別手当担当者以外の者が閲覧することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当に係る支給台帳等を本人の同意なく、他の行政を実施するために活用することは個人情報保護の観点から困難です。

【その他】

問1 支給決定通知・支払い通知等を省略したいが、差し支えありませんか。

(答)

差し支えありません。

問2 税務申告指導等を行う必要がありますか。

(答)

子育て応援特別手当に係る事務の一環として、税務申告指導まで行っていただくことは想定していません。

問い合わせ等あれば適切にアドバイスをお願いします。

問3 子育て応援特別手当は、児童手当の所得判定においてどのような取扱いとなりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、一時所得として課税されることから、通常の所得として算定することとなります。

問4 保育料滞納者等にも子育て応援特別手当は支給されますか。

(答)

支給されます。

問5 子育て応援特別手当について、税金、保育料等の未納分への充当、差し押さえを行うことは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問6 支給額を一般的に口座振込とした場合でも、保育料等を滞納している場合は、現金(窓口)支給とし、納入を呼びかけることができますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定しています。

ご指摘の点について、法的な制限はありませんが、本手当の趣旨を踏まえ、慎重な対応をとっていただく必要があるものと考えています。

問7 区分経理の適当な方法とはどのような対応が想定されていますか。

(答)

目内の事業別による区分を想定しています。

また、特別手当額分を計上する節は、第19節「負担金、補助及び交付金」が適当であると考えています。

問8 定額給付金支給事務と経費が区分されていれば、執行する予算科目に限定はないですか。

(答)

ありません。

問9 定額給付金と一体的に事務を行うことにより、事務費の区分が不明確になることが考えられますが、その場合の取扱いはどうなりますか。

(答)

定額給付金の支給に係る事務費(システム改修費を除く。)と一体的に処理する場合には、各々の支給件数により按分するなどして算出した経費を計上することを想定しております。

問10 年度を越えて支給する場合には、繰越明許の必要がありますが、その理由を教えてください。

(答)

国の予算においては、請求の遅延その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるためという理由となります。

問11 いわゆる施越については認められるのか。

(答)

子育て応援特別手当の給付に要する事務経費については、子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定前に執行した経費であっても、「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を受けて開始された子育て応援特別手当事務に係るものであれば、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象としております。

問12 ①子育て応援特別手当の申請を辞退した者や②所得が一定額以上の方には支給しないとする市町村において支給されなかった者がいる場合、当該支給されなかった給付額の分は、市町村が自由に他の用途に使うことができるか。

(答)

子育て応援特別手当に係る交付金は、市町村が実際に住民に給付した額に対して交付されるものです。そのため、住民が辞退したりした結果給付されなかった部分については、市町村に対して交付されず(概算交付していた場合は精算)、したがって、市町村が他の用途に使うことはできません。このように、補助金をその目的以外のものに充てることのできないことは、他の補助金と同様です。

問 13 金融機関への振込手数料は事務費の対象となるのか。また、全国統一の振込手数料を設定する予定はあるか。

(答)

金融機関への振込手数料は、事務費の対象項目です。

なお、厚生労働省から全国統一の単価を示すことは、自由競争を制限することにもつながりかねず独占禁止法に抵触するおそれがあるものと解されるため、全国一律の振込手数料を設定する予定はありません。

問 14 各市町村の住民基本台帳に係るシステム等の改修プログラムについて、国で一括して作成をし、配布する方式はとれないか。

(答)

各市町村の住民基本台帳に係るシステム等については、全国レベルで見れば多種多様な業者のシステムがあり、また開発経緯等も様々ですので、国で改修プログラムを作成し配布を行うのは現実的には困難です。

しかしながら、一方で子育て応援特別手当は全国で一斉に支給されることから、改修プログラムの開発がスムーズに行えるよう、関連業者に集まっていただき子育て応援特別手当の仕組みの概要について厚生労働省から説明を行ったところです。

今後必要に応じ関連業者に情報提供を行ってまいります。

問 15 本事業について民間事業者への委託は可能ですか。また、その範囲はどの程度ですか。委託料は全額国負担となりますか。

(答)

民間への委託について制約はありませんが、子育て応援特別手当の支給が贈与であることから、その成立のため、申請の受付については市区町村で行う必要があります。

委託費については、交付要綱の範囲により補助することは可能です。

平成21年2月3日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER. 3)

目 次

【予算関連】

- 問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。
- 問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。
- 問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。
- 問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。
- 問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。
- 問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。
- 問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。
- 問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。
- 問9 備品購入費は補助対象となるのか。
- 問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。
- 問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。
- 問12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。
- 問13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。
- 問14 事業終了が平成21年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。
- 問15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）。

【予算関連】

問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。

(答)

子育て応援特別手当の実施に係る事務費については、必要な経費は全額国費で措置することを原則とし、交付要綱において必要と考えられる一般的な経費を定めたところです。

ただし、住民基本台帳システム等の改修経費については、定額給付金事務費補助金に一括計上されておりますので、定額給付金事務費補助金交付要綱に基づき、対象経費を支弁していただくようお願いします。

問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。

(答)

人件費についても、子育て応援特別手当の実施により必要となる時間外勤務手当については、国庫補助の対象となります。

また、臨時職員の賃金についても、対象となります。

ただし、一般職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とはなりません。

問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。

(答)

このような場合であっても、本給については、追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象となりません。

しかし、専任職員の異動元の課等において、実員減により増加した超過勤務手当については、関連性の説明ができる範囲を子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象として差し支えありません。

問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。

(答)

子育て応援特別手当事務に従事するために任用した任期付職員及び定年退職者等の再任用職員であれば、国庫補助の対象となり得ます。

問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。

(答)

臨時職員の雇用に伴う賃金については、子育て応援特別手当の事務に係るものであれば国庫補助対象となります。

ただし、本事業に限ったことではありませんが、臨時職員を子育て応援特別手当以外の業務に従事させている場合には、国庫補助対象外となる場合があるのでご注意ください。

(補助金をその他の目的に使用することは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項」により認められていません。)

問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分にご協議下さい。

問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問9 備品購入費は補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象外です。子育て応援特別手当事業は事業期間が短いため、必要な備品については、購入するのではなく、リース等でご対応ください。

問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。

(答)

子育て応援特別手当の支給との関連性が合理的に説明できる範囲で対象となります。

問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。

(答)

可能です。なお、申請書については、それ自体は有価証券性がないものであり、当該申請書に本人確認書類の写しを添付して、市町村に申請することにより初めて支給決定に結びつくものであるため、その送付に関しては、必ずしも記録扱いで発送する必要はなく、市町村で一般的に住民あてに送付している、例えば選挙における投票所入場券などの郵便物を参考に、予算の効率化を十分にご検討の上、判断をいただくようお願いします。

問 12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。

(答)

市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金については、多くの市町村において明許繰越を行うことが想定されており、おおむね次のとおりの手続となります。

① 市町村から厚生労働省への交付申請書の提出（都道府県経由）

※ 現在、調整中ですが、補助金適正化法に基づき事務の委任を受けない都道府県下の市町村においては、厚生労働省に対し、直接申請を行うこととなります。

② 厚生労働省において交付決定（厚生労働省から都道府県への支出負担行為計画示達。

厚生労働省において支出負担行為）

なお、上記の他、都道府県においては、市町村からの交付申請に基づき、財務省財務局へ翌年度にわたる債務負担の承認手続きを行うこととなります。（詳細については後日通知する予定）。

問 13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。

(答)

交付決定額の範囲内において、市町村が平成 20 年度内に支払義務が発生すると見込まれる申請額に基づき、概算払する予定です。

問 14 事業終了が平成 21 年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。

(答)

ご指摘のとおりです。そのため、市町村においては平成 20 年度において繰越明許費を設定する必要があります。

問 15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）

(答)

可能です（繰越することができる経費について、特に限定されたものではありません）。

平成21年2月20日現在

子育て応援特別手当Q&A (VER.4)

目 次

- 問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。
- 問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。
- 問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。
- 問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。
- 問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。
(例) ①世帯主＝日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主＝外国人母、外国籍の子2人
- 問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。
(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。

(答)

外国人に対する子育て応援特別手当の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の標記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。

問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。

(答)

外国人については、世帯主、第1子及び第2子以降の子全ての外国人登録証明書の写しを添付して申請していただくこととしております。

問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。

(答)

ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。

(答)

住民基本台帳により把握が可能である日本人の母に支給することとなります。

問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。

(例) ①世帯主=日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主=外国人母、外国籍の子2人

(答)

ご指摘のとおりです。

問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。

(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

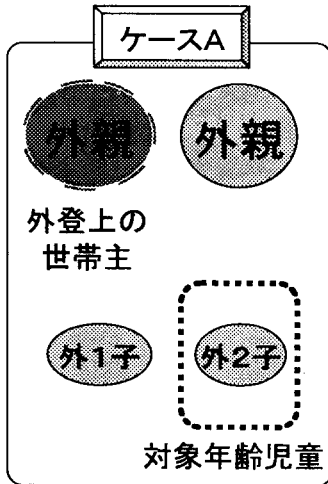
(答)

ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

【外国人への支給に係る原則】

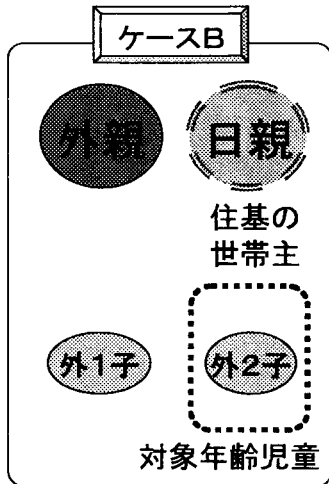
- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。

ケースA



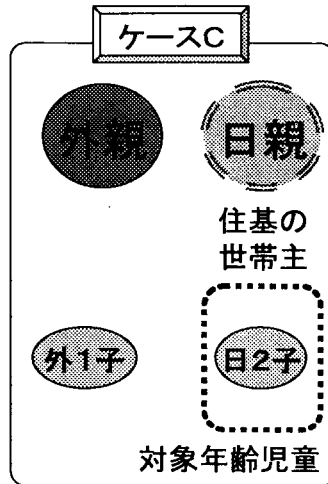
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースB



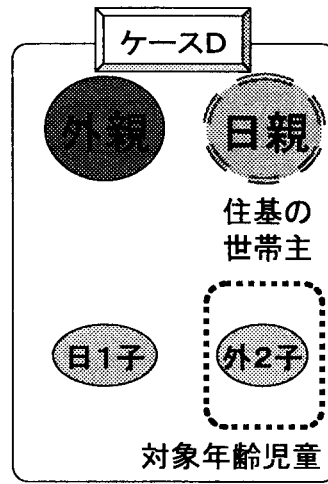
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースC



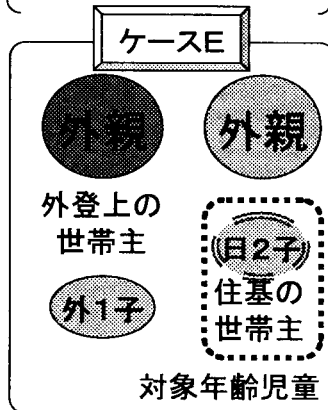
- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と日2子が同一の世帯であることを住基で確認

ケースD



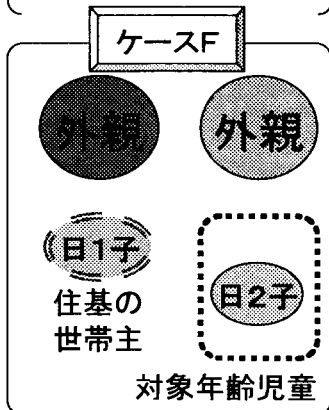
- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースE



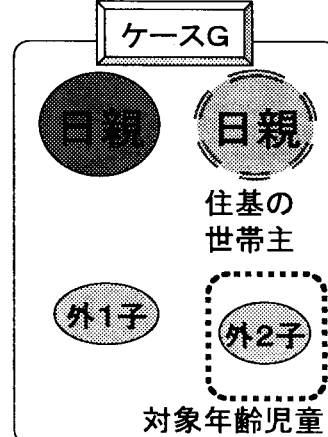
- ① 外親、外1の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースF



- ① 外親の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースG



- ① 外1、外2の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

が支給対象者

※代理申請を認める方向で検討中

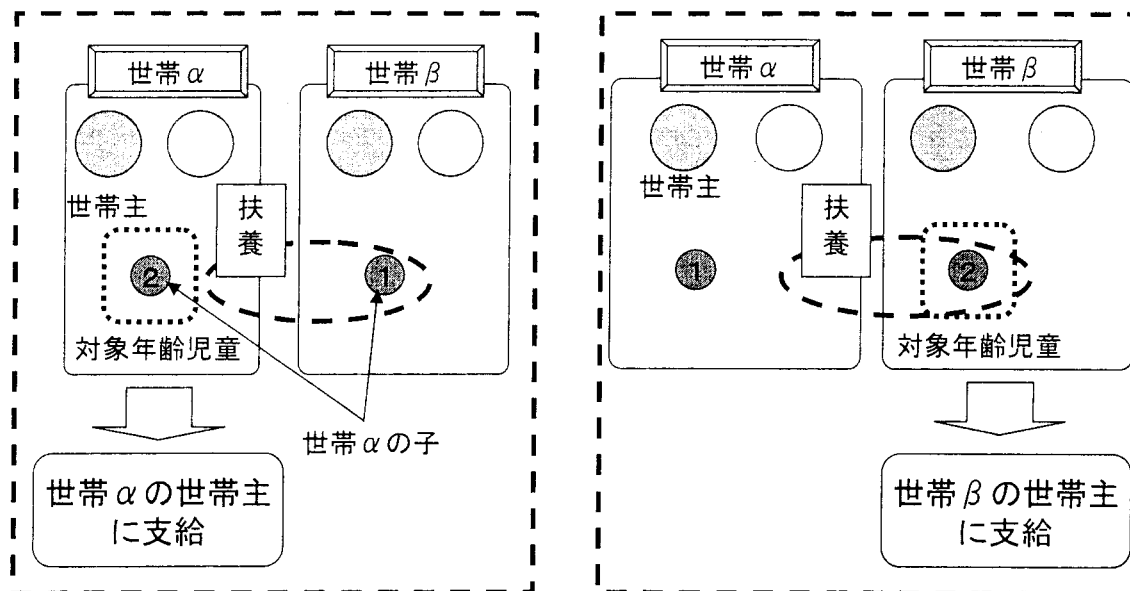
子育て応援特別手当の支給に係る基本的考え方

子育て応援特別手当 関係資料
H21.2.27 資料3

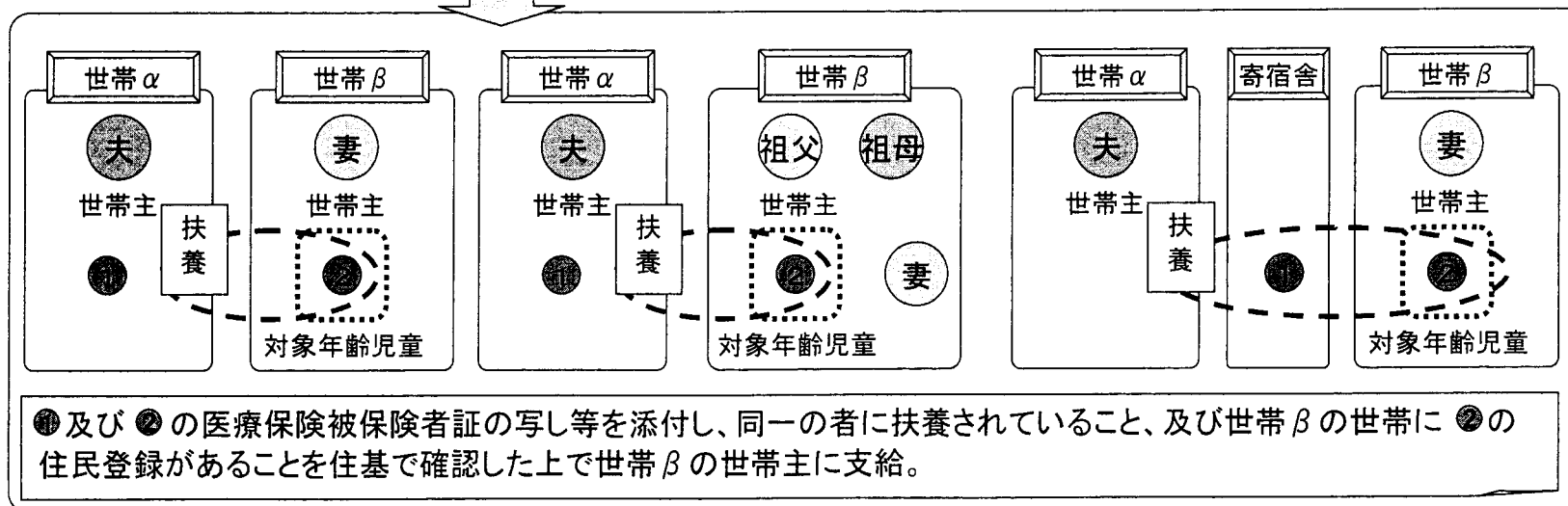
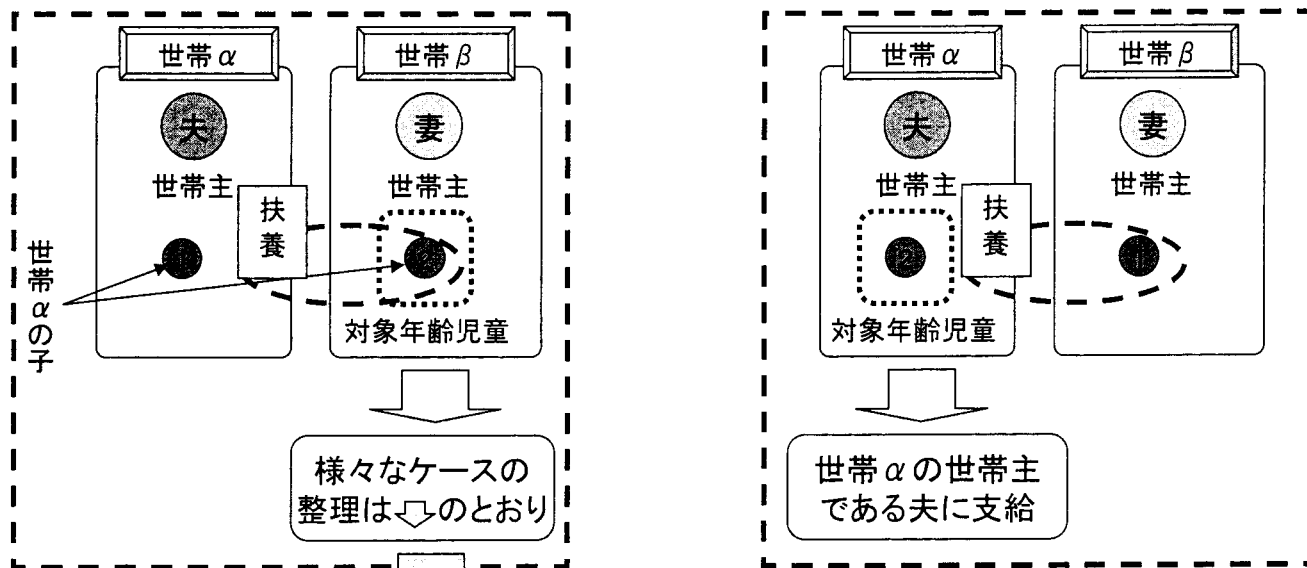
【子育て応援特別手当の支給に係る原則】

- ① 住民基本台帳の同一世帯に属する支給対象となる子につき、世帯主に支給する。
- ② 第2子以降の子が属する世帯の世帯主に対して支給する。
- ③ 第1子と第2子以降の子が別居している場合については、これらの子が一の者の扶養に入っている場合には、第2子以降の子と第1子が同居しているものとみなし、当該第2子以降の子が属する世帯の世帯主ごとに子育て応援特別手当を支給する。

1. 子と親が別居しているケース



2. 単身赴任ケース



子育て応援特別手当 申請書 【イメージ修正版】

市区町村受付印

市区町村長 殿

世帯主

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所		
	明治 大正 昭和 平成	男・女	電 話 ()		
受取方法	金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号	口座名義(フリガナ)
1 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓口	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座
		支店コード		記号(左詰めでお書きください。)	番号(五詰めでお書きください。)
		ゆうちょ銀行を選択された場合には、貯金通帳の見聞き又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください	

1 同居する子ども(イに該当する子どもについて年齢の高い順にお書きください。)

氏 名	続 柄	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄
1人目		平成 . .		
2人目		平成 . .		
3人目		平成 . .		
4人目		平成 . .		
5人目		平成 . .		
6人目		平成 . .		

ロに該当する子どものうち、第2子以降の子ども数

人

ロに該当する子どもが1人目となる場合に、同じ方に扶養される子どもの中では第2子以降に該当するときはお書きください。その場合は、扶養されていることを証する書類(医療保険被保険者証または扶養控除申告書など)の写しを添付してください。

2 別居する子ども(イに該当する子どもについてお書きください。)

氏 名	生 年 月 日	扶養する者の氏名	扶養する者との続柄	住 所
	平成 . .			

イ 生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

ロ 生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

- ① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 当該申請に係る世帯主の所得が〇市区町村子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名	Ⓜ
-------	---

* 記名押印に代えて署名することができます。

代理人	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所	
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電 話 ()	

上記の者を世帯主の代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名	Ⓜ
-------	---

* 記名押印に代えて署名することができます。

×

ε

A large rounded rectangular box with a solid black border. Inside the box, there are 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, intended for handwriting practice.